設計等業務一覧（詳細版）

**本計画の名称**

**契約日****年****月****日**

制定　２００１年５月

改正　２０１１年１月

改正　２０１２年７月

改正　２０１５年４月

改正　２０２０年４月

改正　２０２３年１月

一般社団法人 日本建設業連合会

目　　次

１　設計に関する業務

一 基本設計に関する業務 ････････････････････････････････････････････････････････････1

【業務一覧】

（１）設計条件等の整理 ･･････････････････････････････････････････････････････････1

（２）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ･････････････････････････････････1

（３）上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ ･････････1

（４）基本設計方針の策定 ･････････････････････････････････････････････････････････1

（５）基本設計図書の作成 ･････････････････････････････････････････････････････････1

（６）概算工事費の検討 ･･･････････････････････････････････････････････････････････2

（７）基本設計内容の発注者への説明等 ･････････････････････････････････････････････2

【基本設計成果物一覧】

【業務一覧に加えて履行する業務】

二 実施設計に関する業務 ････････････････････････････････････････････････････････････2

【業務一覧】

（１）要求等の確認 ･･･････････････････････････････････････････････････････････････2

（２）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ･････････････････････････････････3

（３）実施設計方針の策定 ･････････････････････････････････････････････････････････3

（４）実施設計図書の作成 ･････････････････････････････････････････････････････････3

（５）実施設計内容の発注者への説明等 ･････････････････････････････････････････････3

【実施設計成果物一覧】

【業務一覧に加えて履行する業務】

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務 ･･････････････････5

【業務一覧】

（１）設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等 ･･･････････････････････････････5

（２）工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等 ･････････5

【工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計成果物一覧】

【業務一覧に加えて履行する業務】

２ 工事監理に関する業務 ･････････････････････････････････････････････････････････････6

【業務一覧】

（１）工事監理業務方針の説明等 ･･･････････････････････････････････････････････････6

（２）設計図書の内容の把握 ･･･････････････････････････････････････････････････････6

（３）施工図等を設計図書に照らして検討及び報告 ･･･････････････････････････････････6

（４）工事と設計図書との照合及び確認 ･････････････････････････････････････････････6

（５）工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 ･････････････････････････････････7

（６）工事監理報告書等の提出 ･････････････････････････････････････････････････････7

【業務一覧に加えて履行する業務】

３ 特記事項 ････････････････････････････････････････････････････････････････････････8

１ 設計に関する業務

一 基本設計に関する業務

発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、本件建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、本件建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、本件建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して基本設計成果物一覧に定めた基本設計成果物（成果図書及びその他の成果物。以下同じ。）を作成するために必要な業務を行う。

【業務一覧】

（１）設計条件等の整理

１）条件整理

耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。整理した設計条件を発注者に説明したうえで、それが発注者の建築意図と要求に合致していることについての承認を受ける。

２）設計条件の変更等の場合の協議

発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め、又は約款に基づいて発注者と協議する。

（２）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

１）法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、本件建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

２）建築確認申請に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。その結果を基本設計に反映させる。

（３）上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、本計画地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。その結果を基本設計に反映させる。

（４）基本設計方針の策定

１）総合検討

設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務工程表を作成する。

２）基本設計方針の策定及び発注者への説明と発注者の承認

総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。また、それが発注者の建築意図と要求に合致していることの承認を受ける。説明の結果、発注者の承認が得られない場合は、約款に基づき協議する。

（５）基本設計図書の作成

基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。

（６）概算工事費の検討

基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。なお、ここで算出される概算工事費は、工事予算の目安とするもので、本契約により決定される工事請負代金額とは必ずしも一致するものではない。

（７）基本設計内容の発注者への説明等

基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。発注者はそのつど明確な応答を行うものとする。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行い、承認を受ける。

【基本設計成果物一覧】　（□部分を☒としたものを成果物とする。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）総合 | | （３）設備 | | （ⅳ）昇降機等 | |
|  | ①計画説明書 | （ⅰ）電気設備 | |  | ①昇降機等計画説明書 |
|  | ②仕様概要書 |  | ①電気設備計画説明書 |  | ②昇降機等設計概要書 |
|  | ③仕上概要表 |  | ②電気設備設計概要書 |  | ③工事費概算書 |
|  | ④面積表及び求積図 |  | ③工事費概算書 |  | ④各種技術資料 |
|  | ⑤敷地案内図 |  | ④各種技術資料 | （４）その他の成果物 | |
|  | ⑥配置図 | （ⅱ）給排水衛生設備 | |  |  |
|  | ⑦平面図（各階） |  | ①給排水衛生設備計画説明書 |  |  |
|  | ⑧断面図 |  | ②給排水衛生設備設計概要書 |  |  |
|  | ⑨立面図 |  | ③工事費概算書 |  |  |
|  | ⑩工事費概算書 |  | ④各種技術資料 |  |  |
| （２）構造 | | （ⅲ）空調換気設備 | |  |  |
|  | ①構造計画説明書 |  | ①空調換気設備計画説明書 |  |  |
|  | ②構造設計概要書 |  | ②空調換気設備設計概要書 |  |  |
|  | ③工事費概算書 |  | ③工事費概算書 |  |  |
|  |  |  | ④各種技術資料 |  |  |

【業務一覧に加えて履行する業務】（□部分を☒とした業務を業務一覧に加えて履行する。）

二 実施設計に関する業務

工事施工者（本契約にしたがい施工業務を行う者。以下同じ。）が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した本件建築物の工事を的確に行うことができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、実施設計成果物一覧に定めた実施設計成果物を作成するために必要な業務を行う。

【業務一覧】

（１）要求等の確認

１）発注者の要求等の確認

実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。

２）設計条件の変更等の場合の協議

基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。発注者が提示、承認若しくは追加、変更した要求、資料の内容が不十分若しくは不適切、又は内容に相互矛盾がある場合においては、発注者に説明を求め、又は約款に基づいて発注者と協議する。

（２）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

１）法令上の諸条件の調査

本件建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。

２）建築確認申請に係る関係機関との打合せ

実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。その結果を実施設計に反映させる。

（３）実施設計方針の策定

１）総合検討

基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。

２）実施設計のための基本事項の確定

基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。

３）実施設計方針の策定及び発注者への説明と発注者の承認

総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。実施設計方針が発注者の建築意図と要求に合致していることの承認を受ける。説明の結果、発注者の承認が得られない場合は、約款に基づき協議する。

（４）実施設計図書の作成

１）実施設計図書の作成

実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき本件建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。

２）建築確認申請図書の作成

関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。

（５）実施設計内容の発注者への説明等

実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。発注者はそのつど明確な応答を行うものとする。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

【実施設計成果物一覧】　（□部分を☒としたものを成果物とする。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）総合 | | （３）設備 | | （ⅲ）空調換気設備 | |
|  | ①建築物概要書 | （ⅰ）電気設備 | |  | ①仕様書 |
|  | ②仕様書 |  | ①仕様書 |  | ②敷地案内図 |
|  | ③仕上表 |  | ②敷地案内図 |  | ③配置図 |
|  | ④面積表及び求積図 |  | ③配置図 |  | ④空調設備系統図 |
|  | ⑤敷地案内図 |  | ④受変電設備図 |  | ⑤空調設備平面図（各階） |
|  | ⑥配置図 |  | ⑤非常電源設備図 |  | ⑥換気設備系統図 |
|  | ⑦平面図（各階） |  | ⑥幹線系統図 |  | ⑦換気設備平面図（各階） |
|  | ⑧断面図 |  | ⑦電灯、コンセント設備平面図（各階） |  | ⑧その他設置設備設計図 |
|  | ⑨立面図（各面） |  | ⑧動力設備平面図（各階） |  | ⑨部分詳細図 |
|  | ⑩矩計図 |  | ⑨通信・情報設備系統図 |  | ⑩屋外設備図 |
|  | ⑪展開図 |  | ⑩通信・情報設備平面図（各階） |  |  |
|  | ⑫天井伏図（各階） |  | ⑪火災報知等設備系統図 |  | ⑪各種計算書 |
|  | ⑬平面詳細図 |  | ⑫火災報知等設備平面図（各階） |  | ⑫その他確認申請に必要な図書 |
|  | ⑭部分詳細図 |  | ⑬屋外設備図 | （ⅳ）昇降機等 | |
|  | ⑮建具表 |  |  |  | ①仕様書 |
|  |  |  | ⑭各種計算書 |  | ②敷地案内図 |
|  | ⑯各種計算書 |  | ⑮その他確認申請に必要な図書 |  | ③配置図 |
|  | ⑰その他確認申請に必要な図書 | （ⅱ）給排水衛生設備 | |  | ④昇降機等平面図 |
| （２）構造 | |  | ①仕様書 |  | ⑤昇降機等断面図 |
|  | ①仕様書 |  | ②敷地案内図 |  | ⑥部分詳細図 |
|  | ②構造基準図 |  | ③配置図 |  |  |
|  | ③伏図（各階） |  | ④ 給排水衛生設備配管系統図 |  | ⑦各種計算書 |
|  | ④軸組図 |  | ⑤給排水衛生設備配管平面図（各階） |  | ⑧その他確認申請に必要な図書 |
|  | ⑤部材断面表 |  | ⑥消火設備系統図 | （４）その他の成果物 | |
|  | ⑥部分詳細図 |  | ⑦消火設備平面図（各階） |  |  |
|  | ⑦構造計算書 |  | ⑧排水処理設備図 |  |  |
|  |  |  | ⑨その他設置設備設計図 |  |  |
|  | ⑧その他確認申請に必要な図書 |  | ⑩部分詳細図 |  |  |
|  |  |  | ⑪屋外設備図 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | ⑫各種計算書 |  |  |
|  |  |  | ⑬その他確認申請に必要な図書 |  |  |

【業務一覧に加えて履行する業務】（□部分を☒とした業務を業務一覧に加えて履行する。）

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるため、設計等業務一覧表に定めた設計成果物に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う。

【業務一覧】

（１）設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明を工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。

（２）工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

設計図書の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を発注者に対して行う。

【工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計成果物一覧】　（□部分を☒としたものを成果物とする。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【業務一覧に加えて履行する業務】（□部分を☒とした業務を業務一覧に加えて履行する。）

２ 工事監理に関する業務

工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するために、次に掲げる業務を行う。

【業務一覧】

（１）工事監理業務方針の説明等

１）工事監理業務方針の説明

① 工事監理の着手に先立って、工事監理体制（工事監理の担当者の氏名および担当業務を含む）その他工事監理業務方針について発注者に説明する。

② 工事監理者は、発注者の承認を受けた後、工事監理業務方針（工事監理体制を含む）を工事施工者に説明する。

２）工事監理業務方法変更の場合の協議等

設計図書に定めた工事監理業務の方法に変更の必要が生じた場合、発注者と工事監理者は、協議を行う。

（２）設計図書の内容の把握

① 設計図書の内容を把握する。

② 設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、必要に応じて設計者に確認し、発注者に報告する。

（３）施工図等を設計図書に照らして検討及び報告

１）施工図等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書等の内容に適合しているかについて検討し、発注者に報告する。

② 前項の検討の結果、適合していないと認められる場合には、工事施工者に対して修正を求める。

③ 前項において、工事施工者が施工図等を再度提出する場合、第①項及び前項の規定を準用する。

２）工事材料、設備機器等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、発注者に報告する。

② 前項の検討の結果、適合していないと認められる場合には、工事施工者に対して修正を求める。

③ 前項において、工事施工者が工事材料及び設備機器等及び仕上見本等を再度提出する場合、第①項及び前項の規定を準用する。

（４）工事と設計図書との照合及び確認

工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法（「２（１） ２)工事監理業務方法変更の場合の協議等」によって工事監理業務方法を変更したときは、その変更内容を含む。以下、同じ。）による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される工事に関する記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

（５）工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

① 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求める。

② 前項の指摘に従って工事施工者が必要な修補又は改造を行った場合、これを確認する。

③ 前項の確認の結果、工事が指摘どおりになされていないときは、第①項及び前項に準ずる。

④ 工事施工者が第①項による指示に従わないときは、その旨を発注者に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について、発注者に書面で報告した場合においては、発注者及び工事施工者と協議する。

（６）工事監理報告書等の提出

工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書及び本契約で別段の定めのある図書等を発注者に提出する。

【業務一覧に加えて履行する業務】（□部分を☒とした業務を業務一覧に加えて履行する。）

３ 特記事項